

情報提供

那医発第 354 号
令和 8 年 8 月 24 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「高額療養費制度の見直しに係る健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

地区医師会長 殿

沖 医 発 第 7 6 2 号

令和 8 年 8 月 12 日

沖縄県医師会

会 長 田名 孝



高額療養費制度の見直しに係る 健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、高額療養費制度の見直しに係る健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布についての通知となっております。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 117 号）が本年 7 月 29 日に公布されております。

高額療養費制度の見直しに関する改正であり、令和 8 年 8 月 1 日及び令和 9 年 8 月 1 日の 2 段階で施行されることとなっており、主な見直し内容は以下のとおりです。

【令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月】

- 各所得区分の自己負担限度額（月額）の引き上げが行われる。
- 新たに自己負担限度額（年額）※が導入される。
※年間上限の支給を設ける場合、必要事項を記載した申請書を保険者に提出する
- 多数回該当※については、現行の設定金額を据え置く。
※直近 12 ヶ月以内に 3 回以上上限に達した場合、4 回目から上限額が下がる仕組み
- 70 歳以上の外来に係る自己負担限度額（外来特例）については、住民税非課税額（所得が一定以下）の区分以外は、月の上限額の引き上げが行われるとともに、住民税非課税の所得区分に年間上限が導入される。

【令和 9 年 8 月～】

- 各所得区分をさらに 3 区分に細分化し、細分化後の上位 2 区分については、自己負担限度額（月額）の引き上げが行われる。
- 年収 200 万円未満の所得区分について、多数回該当の設定金額の引き下げが行われる。

なお、金額等の詳細につきましては文書管理システムをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 高額療養費制度の見直しに係る健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について
(令和 8 年 7 月 31 日) (日医発第 842 号) (保険)

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp